

入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱いに関するQ & A

○内訳書の提出の取扱い

Q 1 すべての入札において内訳書の提出を求める理由は何か。

A 1 平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止などを目的として「建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない」（適正化法第12条）との条項が新設されたことから、入札談合の防止や積算技術の向上を目的として、平成29年4月1日以降に入札の公告又は指名通知を行う、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）、すべての入札において内訳書の提出を求めることとしたところです。

○対象工事等の範囲

Q 2 対象とする工事等の範囲はどこまでか。

A 2 対象とする範囲は、競争入札により発注するすべての工事等となります。

○内訳書の記載方法及び提出方法

Q 3 支出負担行為担当者が別に示す内訳書様式（以下「別に示す内訳書様式」という。）は、指名競争入札の場合にあっては、指名通知発送時に同封されるのか、又は公示用設計図書に添付するのか。

A 3 指名競争入札の場合であっても、公示用設計図書に添付することを標準とした取扱いとします。

Q 4 内訳書が複数枚になる場合、代表者の割印が必要になるのか、その時、割印漏れは無効入札か。

A 4 入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱い（以下「取扱い」という。）6（1）に規定する無効入札に該当しないことから、複数枚となっている内訳書に割印がない場合であっても有効となります。

Q 5 入札者が独自に作成した内訳書に、最低限必要な要件として、どのような項目があげられるか。

A 5 内訳書提出者の記名押印、当該内訳書に係る入札を特定するための工事等の名称のほか、別に示す内訳書様式の項目が全て記載されていれば問題となりませんが、当該項目に不備がある場合は、無効となりますので注意が必要です。

Q 6 内訳書に記名押印を求めるのはなぜか。

A 6 内訳書については、入札書とは別に提出してもらうことから、当該内訳書の提出者を特定し入札者が作成したものであるかを確認するため、記名を必要とし、その表示された意図（内訳書の記載内容）が真正なものであるとの証明とその責任の負担を証するため押印を必要としているものです。

Q 7 内訳書の記名押印は誰のものか。入札書と同様に代理人等も表記することとするのか。また、共同企業体の場合はどのように表記するのか。

A 7 内訳書の記名押印は、入札者（代理人による入札の場合にあっては当該代理人）が行うこととなります。その具体的な記載方法については入札書の例によりますが、入札書に代表者が押印した場合は内訳書についても代表者が押印し、委任により入札書に代理人が押印した場合は内訳書についても代理人が押印することとなります。従いまして、入札書と内訳書において押印が違う場合は、取扱い6（1）ウにより無効となりますので注意が必要です。

Q 8 別に示す内訳書様式の項目の一部が記載されていない場合や、2項目を1項目にまとめた場合など、示した項目の内容と異なる内訳書は、無効と解してよいか。

A 8 別に示す内訳書様式の項目の全てが記載され、金額についても記載される必要がありますので、ご質問にある場合は、取扱い6（1）オにより無効となります。

Q 9 取扱い6(1)ウにある「入札者(代理人による入札の場合にあつては当該代理人)以外の者が内訳書を提出した場合」において、次の例のような場合の入札は有効か。
【例】入札書は入札者(代理人)名で行い、内訳書は代表者名で提出を行う場合

A 9 取扱い6(1)ウは、入札書提出の代理人と、内訳書提出の代理人が異なることを禁止する趣旨の規定です。
従いまして、ご質問の場合は、無効となります。

Q 10 提出者の押印による内訳金額(項目ごと及び合計)の訂正は、無効の要件には該当しないと思われるがいかがか。また、訂正印がない場合はどうか。

A 10 訂正した内訳書を提出することは可能です。この場合、訂正箇所には訂正印を押印することが必要ですが、訂正印がないことにより無効となるものではありません。
なお、提出された内訳書については、取扱い3(2)により、書換え、引換え、又は撤回を認めておりませんので、誤りがないか十分確認の上、提出するようお願いいたします。

Q 11 単純なケタ違い等、錯誤によるものの取扱いはどのようになるのか。

A 11 内訳書の合計金額のケタ違いなどにより、入札書記載金額と異なる場合は、無効となります。
なお、パソコンの漢字変換ミスなどにより、内訳書の工事名等の名称に誤りがある場合であっても、当該入札に係る内訳書であることが推定できるものについては、有効となります。

Q 12 内訳書は、どのような方法で提出することとなるのか。

A 12 封書の上、表面に自己の氏名を記載して、入札書の提出と同時に、入札書の提出箇所へ併せて提出することになります。

Q 13 内訳書の提出を、封書に入れずに提出した場合や封書に記名がなくても無効要件に該当しないこととされているが、封書にする必要があるのか。

A 13 内訳書の合計金額と入札書の額が同額であることから、入札書と同様に公正性を保つため封書の上、提出することとしたものです。

Q 14 内訳書の記名押印は、代表者名、代表者印のみが有効か。入札参加者(会社)の代表者印や委任を受けた代理人でも可能か。可能とした場合、委任状の記載方法は、「内訳書の作成及び提出」の文言を明記させる必要があるのか。また、その場合に明記されていない委任状のときは、無権代理人として無効の扱いとなるのか。

A 14 内訳書の提出について、委任状より委任されているのであれば、代理人による提出は可能です。その場合、委任状には「入札書の提出に関すること」又は「入札に関する一切の件を委任する」旨の記載があれば、内訳書の提出も委任されているものとします。
なお、入札者(代理人をして入札した場合にあつては当該代理人)以外の者が内訳書を提出した場合は、取扱い6(1)ウにより当該入札は無効となりますので申し添えます。

Q 15 内訳書の記載は、自筆、パソコンのいずれでもよいか。

A 15 ご質問のとおり、自筆、パソコンのいずれでも差し支えありません。

Q 16 封書に表記する自己の氏名とは、提出者の氏名でよいのか。

A 16 入札書の封書と同様に、内訳書提出者がある程度特定できる表記(提出者名、会社名など)であれば差し支えありません。

○内訳書の内容確認

Q 17 値引き額に上限はあるのか。

A 17 値引き額に上限はなく、そのことをもって無効入札とはなりません。当然のことですが、値引き後においても、内訳書の合計金額と入札書の記載金額は一致していなければなりません。なお、値引きを行わない場合には、値引きの項目に「0(ゼロ)」の金額を記載してください。

○無効の取扱い

Q 18 内訳書の提出をしなかった場合はどうなるのか。

A 18 入札書提出時に内訳書の提出がない場合には、その入札者の入札は無効となります。また、再度入札を行う場合にあつては、再度入札に参加できないこととなります。

Q 19 内訳書の提出をしなかった者の入札「札」の無効と考えてよいか。

A 19 ご質問のと通りの取扱いとなります。

Q 20 無効となった内訳書を提出した者が、同日、別案件の入札の落札者となった場合、内訳書の内容を確認する必要があるか。

A 20 別案件の入札が、内訳書の内容を確認する入札に選定されていない場合には、内訳書の確認は必要ありません。

Q 21 内訳書が無効と判断された場合、当該入札が無効であることから、他の入札に参加及び指名を受けていなければ、入札会場から退室させるのか。

A 21 無効となったことにより、入札会場から退室させる必要はありません。

○その他

Q 22 内訳書の内容を確認する入札案件に選定されなかった場合、提出した内訳書は、返してもらえるのか。

A 22 ダンピング受注の防止や見積りをせずに入札に参加する者を排除することなどのため、全ての入札参加者に内訳書の提出を求めるとしており、このこと自体に大きな意義があることや、さらには、談合情報対応手続などにおいて内訳書の内容を確認する必要があり、支出負担行為担当者等が保管しますので、お返しすることはありません。